

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|---------------------------------|----------|------------|-----------------------|--------------------------|------------------|--|--------|
| 1 | 技術・建設業課 | 沖縄県土木工事積算システムメンテナンス委託業務 | 令和6年4月1日 | 29,700,000 | (一財)日本建設情報総合センター | 東京都港区赤坂5丁目2番20号 | 第167条の2第1項第2号 | システムのメンテナンス等は、システムの開発者に運用・改良を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障が生じ、障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 2 | 技術・建設業課 | BV CADソフトサポート業務委託 | 令和6年4月1日 | 3,102,000 | (株)ビッグバン | 東京都千代田区岩本町2丁目8番12号NKビル9階 | 第167条の2第1項第2号 | ソフトのメンテナンス等は、ソフトの開発者にバージョンアップ、バグ等の対応を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 3 | 技術・建設業課 | 令和6年度建設業許可・経営事項審査電子申請システム電算処理業務 | 令和6年4月1日 | 3,272,940 | (一財)建設業情報管理センター | 東京都中央区日本橋大伝馬町14-1 | 第167条の2第1項第2号 | 委託先は旧建設省のOA化構想に基づき、当該業務のため各県出資で設立した財団である。委託先、国、各県をLGWANで結び、建設業許可及び経営事項審査データの電子申請と電算処理を行うものであり、当該業務を実施できるのは当該システムを保有している同財団のみであるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 4 | 技術・建設業課 | コリンズ・テクリス検索システム利用料 | 令和6年4月1日 | 1,176,142 | (一財)日本建設情報総合センター | 東京都港区赤坂5丁目2番20号 | 第167条の2第1項第2号 | 工事実績及び測量調査設計業務実績情報システムを使用できるサービスであり、当該サービスを提供できる唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 5 | 技術・建設業課 | 営繕積算システムRIBC2賃貸借 | 令和6年4月1日 | 1,323,300 | 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 | 東京都港区西新橋3-25-33 | 第167条の2第1項第2号 | 営繕工事に伴う積算業務の効率化及び合理化を図る目的のため、昭和58年に旧建設省と都道府県及び政令指定都市が積算業務に関するソフトウェアの共同開発と共同利用を推進するため、「営繕積算システム開発利用協議会」を発足した。営繕積算システムは、本協議会からの依頼により(一財)建築コスト管理システム研究所が開発・整備し、著作権・所有権を有していることから、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績（令和6年度1／四半期分）

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|--------------------------------------|-----------|------------|--------------------|--------------------------------|------------------|---|--------|
| 6 | 技術・建設業課 | 建設業情報管理システム電算処理業務 | 令和6年4月1日 | 7,695,000 | (一財)建設業情報管理センター | 東京都中央区日本橋大伝馬町14-1 | 第167条の2第1項第2号 | 委託先は旧建設省のOA化構想に基づき、当該業務のため各県出資で設立した財団である。委託先、国、各県をLGWANで結び全許可業務で許可業務に用する情報を共有するもので、当該サービスを提供する唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 7 | 技術・建設業課 | 企業情報等提供サービスの利用に関する契約 | 令和6年4月1日 | 1,980,000 | (一財)建設業技術者センター | 東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア | 第167条の2第1項第2号 | 建設業許可情報、経営事項審査情報、監理技術者情報などの情報を提供するサービスであり、当該サービスを提供できる唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 8 | 技術・建設業課 | 沖縄県建設業経営力強化支援事業業務委託 | 令和6年4月1日 | 13,134,948 | 一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会 | 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター314号 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、県内建設業者の経営改善等の取り組みの支援や個別・具体的な相談へ対応するための選任建設業相談員配置及び、建設業者の自立促進を目的とした各種セミナーの開催等、建設産業の現状・課題把握及び業務遂行体制が求められる。そのため、プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社から応募があった。選定委員会において企画提案内容等を審査したところ、良好な評価であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 9 | 技術・建設業課 | 令和6年度土木工事積算システム資材等単価データファイル作成業務(その1) | 令和6年4月12日 | 7,326,000 | (一財)経済調査会沖縄支部 | 沖縄県那覇市久米2丁目2番20号 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、積算システムによる積算作業に必要な資材等の単価データファイルを作成し、別途作成する単価データと平均化した後、積算システムへ登録を行うことを目的としている。同業務で必要なデータの著作権を有しているため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 10 | 技術・建設業課 | 令和6年度土木工事積算システム資材等単価データファイル作成業務(その2) | 令和6年4月12日 | 5,940,000 | (一財)建設物価調査会沖縄支部 | 沖縄県那覇市久茂地3丁目1番1号 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、積算システムによる積算作業に必要な資材等の単価データファイルを作成し、積算システムへ登録を行うことを目的としている。同業務で必要なデータの著作権を有しているため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|---|--------------|------------|---------------------|-----------------------|-------------------|---|------------|
| 11 | 技術・建設 業課 | 令和6年度 沖 縄県リサイクル 資材評価認定 制度運営業務 委託 | 令和6年 5月9日 | 15,785,000 | (公財)沖縄県建設技術 センター | 沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、リサイクル資材の認定に係る新規 申請を受け、各種法令基準等に基づく書類審 査、品質や安全性の確認試験、工場確認等を 適正に行い評価委員会に諮る業務であり、品 質管理確認のための工場立入検査は公平・公 正に実施する必要がある。公平性や中立性が 求められる公益性の高いこれらの業務を履行 できる唯一の団体であるため、契約の相手方 として選定した。 | 特命随意 契約 |
| 12 | 技術・建設 業課 | 令和6年度フラ イアッシュコン クリートに関す る講習会支援 業務委託 | 令和6年 6月3日 | 3,223,000 | (公財)沖縄県建設技術 センター | 沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、令和5年度に改訂した沖縄県にお けるフライアッシュコンクリート配合・施工指針 (以下、FAC指針)のポイントや配合の考え方 等、講習会用の資料作成を行い、講習会での 説明支援等を行う業務である。 沖縄県建設技術センターはフライアッシュコ ンクリートを使用した業務に関する豊富なデー タと経験を有しており、これらの要件を備えた 唯一の機関であるため、契約の相手方として 選定した。 | 特命随意 契約 |
| 13 | 技術・建設 業課 | 沖縄県建設産 業ビジョン推進 事業業務委託 | 令和6年 6月3日 | 9,880,200 | 一般社団法人沖縄しまた て協会 | 沖縄県浦添市勢理客4丁 目18番1号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、本県の建設産業に対する理解、沖 縄県建設産業ビジョン推進方策に関する企画 提案能力及び業務遂行体制等が求められる。 そのため、プロポーザル方式により広く公募を 行ったところ、1社から応募があった。選定委 員会において企画提案内容等を審査したとこ ろ、良好な評価であったため、契約の相手方 として選定した。 | |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|---|--------------|------------|-------------------------|----------------------|-------------------|---|------------|
| 14 | 技術・建設 業課 | 建設コンサルタント業務発注に係る検討委員会等運営支援業務委託 | 令和6年 6月3日 | 3,245,000 | 一般財団法人経済調査 会沖縄支部 | 沖縄県那覇市久米2丁目 2-20 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、建設工事に係る業務の最低制限 価格の見直しの検討支援を行う業務のため、 令和4年度に実施した「建設コンサルタント業 務コスト調査」の調査結果を十分に把握し、さ らなる分析が可能であること及び、令和5年度 からの継続審議であることから、令和5年度の 審議内容等に精通し、一貫した資料作成や審 議会での説明が求められる。 令和4年度の調査及び令和5年度の検討委 員会等支援業務委託の受注者であることか ら、契約の相手方として選定した。 | 特命随意 契約 |
| 15 | 技術・建設 業課 | 「沖縄県建設行 政情報システム再構築に係る調達検討支 援業務」に関する 業務委託契 約 | 令和6年 6月5日 | 39,655,000 | グラビス・アーキテツ (株) | 東京都港区赤坂2丁目20 番5号 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、建設行政情報システムの再構築 に向け、当該システム再構築の基本方針の検 討を行うとともに、当該検討を踏まえた調達仕 様書の作成等を行うものであることから、本業 務への理解度の他、情報システムやプログラ ム等に関する高度な技能等が求められる。 そのため、プロポーザル方式により広く公募 を行ったところ1社から応募があり、選定委員 会において企画提案内容等を審査したところ、 良好な評価であったため、契約の相手方として 選定した。 | |
| 16 | 道路管理 課 | 道路交通情報 に関する業務 委託 | 令和6年4 月1日 | 15,048,000 | 公益財団法人 日本道路 交通情報センター | 東京都千代田区飯田橋 1-5-10 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、県管理道路に関する情報の収集 及び提供業務を公益財団法人 日本道路交 通情報センターに委託するものである。 日本道路交通情報センターは、道路利用者 の安全と利便を図るため、道路及び道路交 通に関する情報の収集及び提供を目的に設立さ れた法人であり、道路交通法第109条の2第2 項に規定する交通情報の提供に係る業務を実 施する機関として公安委員会に認定されてい る。県管理道路に関する情報の収集及び提供 業務と一体的に実施することが合理的かつ効 果的であるが、他に公安委員会の認定を受け ている機関がないことから、随意契約とするも のである。 | 特命随意 契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|-------------------------|-----------|-----------|--------------------|------------------------|------------------|---|--------|
| 17 | 河川課 | 令和6年度公共土木施設情報管理業務委託(河川) | 令和6年4月30日 | 2,893,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術センター | 那覇市寄宮1丁目7番13号 | 令第167条の2第1項第2号 | 本業務は、前年度に竣工した工事を対象に、本県における河川の整備状況及び現況を明らかにし、河川管理に関する基礎資料の作成及び竣工図面等を「公共施設情報管理システム」へ反映させる業務である。 本業務は、河川公共施設台帳を一元的に管理している「公共施設情報管理システム」のデータ更新であり、同システムに関する著作権・所有権を公益財団法人 沖縄県建設技術センターが有するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特命随意契約とし | 特命随意契約 |
| 18 | 海岸防災課 | 令和6年度公共土木施設情報管理業務(海岸) | 令和6年6月3日 | 5,698,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、海岸保全施設の維持管理上、重要な最新の長寿命化計画と、巡視点検結果及び、排水施設管理状況について、調査収集した情報を、「OCTC公共施設情報管理システム」へ登録し、地図情報と紐付けて土木事務所等と共有することを目的とする業務である。 (公財)沖縄県建設技術センターは、道路、河川、海岸など公共施設情報を統合的に管理する「OCTC公共施設情報管理システム」の著作権・所有権を有し、運用していることから、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 19 | 海岸防災課 | 令和6年度土砂法基礎調査照査業務委託 | 令和6年6月20日 | 3,377,000 | (一財)砂防フロンティア整備推進機構 | 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館 | 第167条の2第1項第2号 | 土砂災害防止法に基づく基礎調査は、土砂災害から生命及び身体を保護するため、土石流や急傾斜地の崩壊、地すべりの各現象の流体力や衝撃力を算出し、私権制限の生ずる特別警戒区域等を設定するものであり、指定区域が県民の生命及び身体の保護に深く関わることからその信頼性が強く求められる。区域照査にあたり、当該法人は令和6年3月までに全国で125,428箇所の照査実績を有しており、また、公益財団法人砂防学会とも協力をしている。 上記より、業務を遂行する技術力、情報、知識を有している唯一の機関であることから、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|-----------------------------------|-----------|------------|------------------------|----------------------------|-------------------|--|--------|
| 20 | 海岸防災課 | 異常気象情報提供業務 | 令和6年5月27日 | 960,960 | 一般財団法人 日本気象協会 | 東京都豊島区東池袋3-1-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、県内における異常気象情報を速やかに入手し、災害復旧事業の円滑な進捗のための業務である。 一般財団法人日本気象協会は気象庁の事業を保管する役割を担って設立された一般財団法人であり、高度な気象技術を有しており信頼性も高く、当該業務を行っているのは日本気象協会のみであるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 21 | 港湾課 | 令和6年度港湾物流グランドデザイン(仮称)策定検討業務委託 | 令和6年5月14日 | 16,951,000 | パシフィックコンサルタンツ株式会社 沖縄支社 | 沖縄県那覇市前島3-1-15 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、企画提案等に関する提案書に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できることから、プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社から応募があり、提出された企画提案内容等を委員会において審査したところ、受注者として業務を遂行できる提案であることが確認できたため、左記の業者を選定し契約の相手方として契約した。 | |
| 22 | 空港課 | 久米島空港ターミナルビル等改修工事(R5)監理業務 | 令和6年5月30日 | 1,430,000 | 有限会社 明和設計 | 沖縄県那覇市国場1175-4 | 第167条の2 第1項第2号 | 本工事の設計業務を担ったことにより、設計業務を通して、施設管理者、施設利用者の状況把握、施設の状態に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図られることが思慮されることから契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 23 | 都市計画・モノレール課 | 沖縄都市モノレール分岐器修繕業務(R6) | 令和6年6月26日 | 91,300,000 | 沖縄都市モノレール株式会社 | 沖縄県那覇市字安次嶺377-2 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は営業区間で行われる修繕工事であり、県と沖縄都市モノレール株式会社が締結している「沖縄都市モノレール関連施設の大規模修繕に関する覚書」において、沖縄都市モノレール株式会社が本業務を受託して実施することを定めているため。 | 特命随意契約 |
| 24 | 都市公園課 | 令和6年度国営沖縄記念公園の公園施設に係るモニタリング支援委託業務 | 令和6年6月10日 | 12,914,000 | 一般社団法人日本公園緑地協会 | 東京都千代田区岩本町3丁目9番13号岩本町寿共同ビル | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は広範かつ高度な知識と豊かな経験があることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |

土木建築部における随意契約の実績（令和6年度1／四半期分）

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------|---|---------------|-------------|---------------------|--------------------------|-------------------|---|--------|
| 25 | 都市公園課 | 令和3年(行 ウ)第15号怠 る違法確認請 求等住民訴訟 事件委任業務 | 令和6年 4月1日 | 7,788,000 | ゆあ法律事務所 | 沖縄県那覇市壺川3丁目 5-6与儀ビル2階 | 第167条の2 第1項第2号 | 契約の相手方はこれまで本県にかかわる複数の行政事件に携わっており、過去に県顧問弁護士の経験があり、県政に対する理解と協力が得られることが見込まれる。また、住民訴訟の経験があるなど、経験が豊富であり、適任であるとして、令和3年10月29日付け訴訟代理人として選任している。 | 特命随意契約 |
| 26 | 首里城復興課 | 令和6年度首 里城扁額製作 検討業務 | 令和6年4 月23日 | 84,535,000 | (株)国建 | 沖縄県那覇市久茂地1丁 目1番20号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、総合得点でも高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 27 | 首里城復興課 | 令和6年度首 里城復興基金 事業制作検討 業務 | 令和6年4 月19日 | 219,109,000 | (株)国建 | 沖縄県那覇市久茂地1丁 目1番20号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、総合得点でも高得点であったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 28 | 首里城復興課 | 令和6年度首 里城復興基金 事業木彫刻製 作業務 | 令和6年4 月23日 | 28,886,000 | 公立大学法人 沖縄県立 芸術大学 | 沖縄県那覇市首里当蔵 町1丁目4番 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、国から提供された仕様と当該分野の学識者による監修を受けながら、首里城正殿の木彫刻物を製作する業務であり、琉球王国時代の美術工芸品等の復元事業にも携わってきた実績や監修会議で選定された技術者が所属しているなど、本業務を遂行するうえで、不可欠な要件や能力を全て併せ持っているのは同法人において他には見当たらないため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号により、同法人を相手方として特命随意契約による委託契約を締結する必要がある。 | 特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------|----------------------------------|-----------|-----------|--|---|-------------------|---|--------|
| 29 | 首里城復興課 | 令和6年度首里城歴史文化継承基金人材育成事業 | 令和6年6月13日 | 7,799,999 | 一般財団法人 沖縄美ら島財団 | 沖縄県国頭村本部町字石川888番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、国、県、沖縄美ら島財団(以下、財団)、県立芸術大学の4者で締結した人材育成連携協定の枠組みの中で実施するものであり、本業務を履行するためには、首里城に係る伝統的な建築等技術に係る研修を実施した実績を有するとともに、継承に向けて首里城及び関係団体と継続して関わっていくことができる組織であることが求められる。財団は、首里城に係る伝統的な建築等技術の研修の実績を有する団体であるとともに、これまで首里城公園指定管理者として継続して城郭内の維持補修作業にも携わっており、業務を遂行することができる唯一の団体であると認められるので、特命随意契約による委託契約を締結する必要がある。 | 特命随意契約 |
| 30 | 建築指導課 | 建築行政共用データベースシステム(総合管理センター環境)利用契約 | 令和6年4月1日 | 3,440,250 | 一般財団法人建築行政情報センター | 東京都新宿区神楽坂1-15 | 第167条の2 第1項第2号 | 同システムは国、特定行政庁および民間確認検査機関等の相互情報共有のため、開発・運営を(一財)建築行政情報センターが行っており、同社以外に契約できる機関はないため。 | 特命随意契約 |
| 31 | 建築指導課 | 宅地建物取引業免許事務等電算処理業務 | 令和6年4月1日 | 2,098,000 | 一般財団法人不動産適正取引推進機構 | 東京都港区虎ノ門三丁目8番21号 | 第167条の2 第1項第2号 | 宅建業の免許、宅地士の資格登録等の事務については、全都道府県及び国土交通省が契約の相手方である同機構にその開発を委託しており、同機構のみが運用管理を一元化して担うことができるため。 | 特命随意契約 |
| 32 | 住宅課 | 令和6年度沖縄県営住宅家賃等長期滞納整理業務(本島地区) | 令和6年4月1日 | 7,151,096 | 沖縄県住宅供給公社・当山法律事務所共同体 ①沖縄県住宅供給公社 ②当山法律事務所 | ①沖縄県那覇市旭町114番地7 ②沖縄県那覇市松尾2丁目16番52号松尾公園テニスビル4階 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選考委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 33 | 住宅課 | 令和6年度沖縄県営住宅家賃等長期滞納整理業務(宮古・八重山地区) | 令和6年4月1日 | 2,040,098 | 県営住宅の未収金解消を目的とする事業 ①住宅情報センター(株) ②うむやす法律会計事務所 | ①沖縄県宮古島市平良字西里1107-7 ②沖縄県那覇市泉崎2-105-18 官公労共済会館801号室 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選考委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 34 | 住宅課 | 県営住宅使用料等集金代行業務 | 令和6年4月1日 | 900,000 | 株式会社 沖縄債権回収サービス | 沖縄県那覇市西1丁目19番7号 | 第167条の2 第1項第2号 | 法務大臣の許可を受け、効果的な債権回収を行う体制を有しており、系列グループ外の債権回収業務も受託可能な県内唯一の企業であるため | 特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績（令和6年度1／四半期分）

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-----|---------------------|----------|------------|------------------------|------------------------------|------------------|---|--------|
| 35 | 住宅課 | 県営住宅電算システム運用支援業務 | 令和6年4月1日 | 16,860,492 | 富士通Japan(株)沖縄支社 | 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号 | 第167条の2第1項第2号 | 県営住宅電算システムの安全かつ円滑な運用を期するため、開発先の富士通Japan株式会社沖縄支社と随意契約することが適当であると判断したため。 | 特命随意契約 |
| 36 | 住宅課 | 県営住宅及び集会所の火災保険料 | 令和6年4月1日 | 32,897,394 | 公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構 | 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号虎ノ門2丁目タワー21階 | 第167条の2第1項第2号 | 地方自治法第263条の2で規定される、地方公共団体が火災等による財産の損害に対し相互救済事業を実施する際に議会の議決を経て委託することができる全国的な公益法人であるため | 特命随意契約 |
| 37 | 住宅課 | 令和6年度住まいの総合相談窓口整備業務 | 令和6年4月1日 | 8,235,700 | 沖縄県住宅供給公社 | 沖縄県那覇市旭町114番地7 | 第167条の2第1項第2号 | 当該業務は、県民の豊かな住生活の実現に向けて、住まいの総合相談窓口を開設し住宅等に関する情報提供や各種相談など、県民の多様なニーズに対応していくことで、住生活の安定の確保及び向上の促進を図るものである。 情報提供、相談内容では「賃貸住宅(原状回復、隣人の騒音等)に関すること。」、「住宅等の建設及びリフォーム(工期遅延、瑕疵等)に関すること。」、「住宅等の法律・税金・登記に関すること。」など、ソフト・ハードの面で多岐にわたる。 このことから、業務を担う条件として、高い専門性、調整力、公平性、秘匿性及び継続性が求められる。 沖縄県住宅供給公社は、1966年に設立され、これまで分譲住宅や賃貸住宅の建設、公営住宅の維持管理など、県民によりよい暮らしの提供や、住宅行政の推進に取り組んでおり、住宅等建設に関する資金運営・技術力などの知識、トラブル調整・対応などの豊富な経験を有している。これまでの業務実績は県民に認知され、公平性に加え安心感や信頼度も高いことから本業務の成果を十分に発揮するものとして期待できる。 以上のことから、沖縄県随意契約ガイドライン「5 随意契約の適用基準(2)④」において、本契約の性質及び目的に沿って履行できる唯一の公共団体である。 | 特命随意契約 |
| 38 | 住宅課 | 県営住宅建物明渡等強制執行業務委託 | 令和6年4月1日 | 2,940,000 | 沖縄県住宅供給公社 理事長 島袋 喜明 | 那覇市旭町114番地8 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は入居者情報や住戸のカギを取り扱うことから個人情報及び施設管理の面から指定管理者に業務を委託する必要があるため。 | |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|-------------------------|----------|-----------|-----------|---------------|-----------------------------------|---|---------|
| 39 | 施設建築課 | 八重山家畜保健衛生所旧焼却施設改修工事監理業務 | 令和6年4月9日 | 1,133,000 | ICS(株) | 沖縄県北谷町美浜1-6-1 | 地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号 | <p>工事監理の対象となる工事内容は、八重山家畜保健衛生所旧焼却施設の焼却施設から倉庫への改修を行うものである。</p> <p>当該工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況を確認しながら工事を進めるため、設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合に対する工法検討等において適切な対応が必要となる。</p> <p>当該工事に係る設計業務については上記相手方が行い、令和5年3月に完了している。設計業務・現場調査をとおして、施設管理者の要望及び現場調査による施設の劣化状況に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p> <p>よって、上記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。</p> <p>また、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別の事情に該当することから、左記相手方1者から見積りを徴し、契約を締結。</p> | ・特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|-----------------------------------|---|---------|
| 40 | 施設建築課 | 水産海洋技術センター石垣支所職員住宅大規模改修工事監理業務 | 令和6年4月24日 | 1,705,000 | (有)色設計 | 沖縄県那覇市字上間437-10 | 地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号 | <p>工事監理の対象となる工事内容は、水産海洋技術センター石垣支所職員住宅の改修工事を行うものである。</p> <p>当該工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況を確認しながら工事を進めるため、設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合に対する工法検討等において適切な対応が必要となる。また、改修対象の目的物において、構造上制約がある状況である。</p> <p>当該工事に係る設計業務については、上記相手方が行い、令和5年3月に完了している。設計業務・現場調査を通して、施設管理者の要望及現場調査による施設の劣化状況に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p> <p>よって、上記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。</p> <p>また、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの特別の事情に該当することから、左記相手方1者から見積りを徴し、契約を締結。</p> | ・特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|-------------------------------------|---------------|-----------|---|---|-----------------------------------|--|---------|
| 41 | 施設建築課 | 県営牧港団地 建替工事(第1 期)設計意図伝 達業務 | 令和6年6 月10日 | 2,959,000 | (有)エン設計・(株)渡久 山設計 設計共同体 ①(有)エン設計 ②(株)渡久山設計 | ①沖縄県沖縄市胡屋5- 24-6 ②沖縄県浦添市牧港2- 8-4 | 地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号 | <p>本業務は、県営牧港団地建替工事(第1・2期)の実施設計において実施した当該施設の設計意図を工事受注者等に正確に伝える業務である。設計意図伝達業務とは、設計者以外に知り得ない設計意図のうち、設計図書のみでは表現することができないことについて、工事施工段階において工事受注者等に正確に伝えるためのもので、設計業務における成果図書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務である。(R6-告示第98号 別添第一、三)したがって、本業務の性質上、契約を履行できる者は当該施設の実施設計担当者となる。</p> <p>県営牧港団地建替工事(第1・2期)の実施設計業務は、令和3年度に一般競争入札により「県営牧港団地建替工事(第1・2期)実施設計業務」として、「(有)エン設計・(株)渡久山設計・(有)アカリ設計設計共同体」が受注しており、令和5年3月に完了している。しかし、構成員である(有)アカリ設計が廃業しており、すでに設計共同体は解体している。そこで再度、(有)エン設計と(株)渡久山設計に設計共同体を結成し、本業務を履行してもらおうものとした。(設備の意図伝達も含む)</p> <p>よって、上記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして随意契約とする。また、沖縄県財務規則第139条第1項ただし書きの「特別の事情」に該当することから、左記相手方1者から見積りを徴し、契約を締結。</p> | ・特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|-----------------------------------|---------------|------------|--------------------|---------------------|-----------------------------------|--|----------|
| 42 | 施設建築課 | ライフル射撃場 照明設備改修 工事監理業務 | 令和6年6 月11日 | 1,463,000 | (株)ハルス建築環境設 計 | 沖縄県那覇市銘苅1-1 1-14 | 地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第2号 | <p>今回、工事監理業務の対象となる工事内容は、ライフル射撃場の照明設備改修工事である。</p> <p>当該施設は築年数35年以上が経過し、設備の劣化が進んでいるため、設計時には把握しきれなかった不具合が工事中に判明する可能性が高い。また、部活動や競技大会等にも利用されるなど、年間を通して利用者がいることから、本改修は居ながら工事となる。</p> <p>以上のことから、監理による効率的な工程管理・調整が求められ、不測の事態に迅速に対応するには、現場の状況に精通している必要がある。</p> <p>上記相手方は、設計業務を担当していることから、施設管理者との調整内容及び施設の劣化状況について熟知しており、工事の確実かつ円滑な進行が図られるものと思慮される。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思われ、上記の者を随意契約とする。</p> <p>また、沖縄県財務規則139条第1項ただし書きの特別な事情に該当することから、左記相手方1者から見積りを徴し、契約を締結。</p> | ・特命随意契約 |
| 43 | 北部土木事務所 | 我喜屋ダムダムコン機器修繕工事(R6) | 令和6年6 月28日 | 3,894,000 | JRCシステムサービス (株) | 沖縄県那覇市壺川3-2 -4 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本工事は、水道用水にも利用される我喜屋ダムのダムコンピュータの修繕工事である。ダムコンピュータはシステムメーカーによる設置を行っており、設置業者以外で修繕を行うことは困難であり、別業者で修繕を行いシステムに異常を来した場合にはメーカーの対応も困難となることから、設置業者であるJRCシステムサービス(株)を随意契約の相手方とした。</p> | 特命随意契約 |
| 44 | 北部土木事務所 | 令和6年度 性能規定型道路 除草等業務委託(北部管内その2) | 令和6年4 月24日 | 19,965,000 | 北部造園土木(株) | 沖縄県宜野座村惣慶15 14 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本業務は、良好な沿道景観の形成に向けて、民間事業者の有するノウハウや創意工夫により除草作業の効率化や美観維持を図るため、性能規定型の植栽維持業務を試行するものであり、企画競争型随意契約とした。</p> <p>参加を公募したところ1者から応募があり、技術提案内容等を選定委員会において審査したところ、北部造園土木(株)の提案が最も優れており、受託者として適当であると認められたため、契約の相手方として選定した。</p> | プロポーザル方式 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|-----------------------------|-----------|-----------|--------------------|----------------|------------------|--|--------|
| 45 | 北部土木事務所 | 北部管内特殊車両通行許可申請等審査支援業務委託(R6) | 令和6年4月12日 | 3,553,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-13 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、道路法に基づく特車両通行許可申請における書類審査等の技術支援業務であり、車両の特殊性や積載する貨物の特殊性について総合的に判断し、合理的かつ公平・公正な審査を実施する必要がある。 沖縄県建設技術センターは、県市町村の出資により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立機関であり、公正・中立な立場で審査を行える唯一の機関である。また、沖縄県管理道路等の台帳を一元的に管理するための「公共施設情報管理システム」を構築、運用しており、審査に必要となる道路台帳等が保管され適切な業務遂行が期待されることから、随意契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 46 | 北部土木事務所 | 道路事業技術審査支援業務委託(R6-1) | 令和6年5月2日 | 1,837,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-13 | 第167条の2第1項第2号 | 技術審査業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき実施する総合評価方式一般競争入札において、競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。 沖縄県建設技術センターは公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、他に業務を遂行できる者がいないことから、随意契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 47 | 北部土木事務所 | 北部地区河川海岸砂防事業技術審査等支援業務委託(R6) | 令和6年5月30日 | 3,344,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-13 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、総合評価方式一般競争入札において工事入札参加者から提出される技術資料を分析・整理する業務であり、発注工事情報に接することになる。 沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団であり、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保する体制も整備されており、発注関係事務を公正に行うことができるため選定した。 | 特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|--------------------------------|-----------|-------------|-------------------|------------------|------------------|---|--------|
| 48 | 北部土木事務所 | 北部管内道路及び河川ボランティア支援業務委託(R6) | 令和6年6月3日 | 11,484,000 | 公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会 | 沖縄県南風原町字新川135 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を実施するものである。 当該法人は、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できることから、随意契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 49 | 北部土木事務所 | 北部管内フラワークリエイション業務委託(R6-4) | 令和6年6月17日 | 6,338,613 | 社会福祉法人 豊饒会 | 沖縄県本部町字渡久地493-1 | 第167条の2第1項第3号 | 本業務は、草花植付と維持管理及び名護市街アーケード柱への飾花ポットの植栽と維持管理を行うものである。 北部管内の業務受託について、指定障害福祉サービス事業者では当該法人のみ参加要請があることから、随意契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 50 | 北部土木事務所 | 機械警備システム賃貸借契約 | 令和6年4月1日 | 990,000 | 株式会社 琉球警備保安警備隊 | 沖縄県沖縄市与儀1丁目7番5号 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、我喜屋ダム(伊平屋島)の機械警備システム賃貸借で、機械警備システムの設置及び障害が発生した場合の機器の修理・交換を求めている。警備業指名競争入札参加資格者名簿及び沖縄警備協会会員の中から中部・北部の業者で、対応可能な業者は1者のみであった。 | 特命随意契約 |
| 51 | 中部土木事務所 | 県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(桁製作設備損料その9) | 令和6年5月30日 | 128,700,000 | コーアツ工業(株) | 沖縄県浦添市宮城2丁目17番2号 | 第167条の2第1項第2号 | 沖縄県随意契約ガイドライン「を5. 随意契約の適用基準」(2)-①に該当。 桁製作設備は事業完了まで全セグメントを製作するために必要な設備であり、本橋梁建設のために製作した特殊仕様となっている。 本工事は、セグメント製作のための機械経費について、設備を設置したコーアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株)JVと継続して契約しなければならない。 上記の理由により、当該業務の性質が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する競争入札に適さないものに該当し、コーアツ工業(株)・沖縄ピーシー(株)JVと随意契約を行った。 | 特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|-------------------------------|-----------|------------|-----------------|---------------------|------------------|---|--------------------|
| 52 | 中部土木事務所 | 池田地すべり対策工事(R6-3) | 令和6年6月13日 | 12,650,000 | (株)新秀 | 沖縄県浦添市安波茶2丁目21番2号 | 第167条の2第1項第5号 | 当該現場は、豪雨により一度法面崩壊が発生していることから、梅雨や台風時期の前に1日でも早く現場着手し、地すべり防止施設を完成させる必要がある。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び、沖縄県随意契約ガイドラインの5-(5)の規定に基づき、随意契約を行った。 業者の選定については、入札取り止めとなった「池田地すべり対策工事(R6-2)」に見積提出のあった左記業者とした。 | 特命随意契約 |
| 53 | 中部土木事務所 | 令和6年度 性能規定型道路除草等業務委託(中部管内その2) | 令和6年4月12日 | 54,538,000 | 金城グリーン(株) | 沖縄県うるま市宇大田220番地1 2F | 第167条の2第1項第2号 | 簡易公募型プロポーザル方式により公募を行ったところ、2者から応募があった。企画提案選定委員会を開き、企画提案内容を確認、採点等を行い、左記事業者を契約の相手方として選定した。 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 54 | 中部土木事務所 | 令和6年度 性能規定型道路除草等業務委託(中部管内その3) | 令和6年4月16日 | 54,417,000 | (有)緑新開発 | 沖縄県沖縄市池原2-10-35 | 第167条の2第1項第2号 | 簡易公募型プロポーザル方式により公募を行ったところ、2者から応募があった。企画提案選定委員会を開き、企画提案内容を確認、採点等を行い、左記事業者を契約の相手方として選定した。 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 55 | 中部土木事務所 | 維持管理事業技術審査支援業務委託(R6) | 令和6年4月15日 | 2,266,000 | (公財)沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-13 | 第167条の2第1項第2号 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、(公財)沖縄県建設技術センター(以下、センターという。)と随契契約を行った。 【特命随契契約とする理由】本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による発注関係事務(技術審査)である。 本業務の内容は、発注資料作成[公告文(案)、入札説明書(案)]及び入札参加者から提出される技術資料の分析・整理、ヒアリング記録作成であり、発注・入札情報に接することとなる。センターは、建設事業の復興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出損により設立された財団である。このような趣旨で設立されたセンターは、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係のない独立した唯一の機関であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随契契約を締結した。 | 特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|----------------------------|----------|------------|------------------|----------------|------------------|--|--------|
| 56 | 中部土木事務所 | 街路事業総合的技術支援業務委託(R6) | 令和6年4月9日 | 13,794,000 | (公財)沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-13 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本業務は、パイプライン線における設計・積算、監督代行、検査支援業務の一連の業務を実施するものであり、発注者の責務である発注関係事務の適切な実施を品確法に基づき総合的に支援する業務である。</p> <p>本業務の対象とする工事は、大規模な盛土造成を行う工事であり、現道および側道の利用者、周辺住民にも配慮が必要となる。さらに、電力会社、通信会社、上下水道管理者及び他占有者と占有工作物について、工事を進めながら綿密に調整を行う必要があり、現場管理には迅速な行政的判断が求められる。総合的技術支援業務は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることが無いよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。このため、業務の各段階において公平・公正で適切な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。(公財)沖縄県建設技術センター(以下、センターという。)は、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係のない独立した唯一の機関であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随契約を締結した。</p> | 特命随意契約 |
| 57 | 中部土木事務所 | 県道20号線(泡瀬工区)工事調整会議業務委託(R6) | 令和6年5月2日 | 1,540,000 | 大日本ダイヤコンサルタント(株) | 沖縄県那覇市久茂地2-2-2 | 第167条の2第1項第2号 | <p>本業務は、県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事における、工事請負者、設計者、工事発注者で構成する工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整合性確認及び設計思想の伝達を行い、各種情報の共有を図ることを目的とする。</p> <p>本業務の実施にあたっては、「工事調整会議」実施要領(平成27年10月19日付土技第898号一部改正)第6②に基づき、詳細設計を実施したコンサルタントと随契約を締結した。(沖縄県随契約ガイドライン5-(2)-(10)-オ)</p> | 特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|---|---------------|-----------|---------------------|--------------------|-------------------|--|------------|
| 58 | 中部土木 事務所 | 中部管内特殊 車両通行許可 申請等審査支 援業務委託(R 6) | 令和6年4 月15日 | 3,839,000 | (公財)沖縄県建設技術 センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7 -13 | 第167条の2 第1項第2号 | 特殊車両通行申請は、貨物輸送の他、建設車 両系が多いことから、工事受注者等と利害関 係が無い独立した機関で審査することが求め られ、競争入札に適さない。(公財)沖縄県建 設技術センター(以下、センターという。)は、社 会資本整備等への支援により県民福祉の増進 に寄与することを目的として、県及び市町村の 出損により設立され、民間事業者と利害関係 の無い独立した機関であり、公正・中立の立場 で審査を行うことができる。本業務は、平成30 年度からセンターへ委託し、円滑、公平、公正 に事務処理が遂行されている。よって、地方自 治法施行令第167条の2第1項第2号に基づ き、センターと随契契約を締結した。(沖縄県随 契契約ガイドライン5-(2)-(10)-オ) | 特命随意 契約 |
| 59 | 中部土木 事務所 | 県道20号線 (泡瀬工区)技 術審査支援業 務委託(R6) | 令和6年5 月9日 | 2,882,000 | (公財)沖縄県建設技術 センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7 -13 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関 する法律」に基づく総合評価落札方式による工 事の発注関係事務(技術審査)である。本業務 の内容は、工事発注資料作成[公告文(案)、 入札説明書(案)]及び工事入札参加者から提 出される技術資料の分析・整理及びヒアリング 記録作成であり、発注工事情報に接すること になるため、工事受注者等と利害関係がない 独立した機関において業務を実施する必要が あり競争入札に適さない。(公財)沖縄県建設 技術センター(以下、センターという。)は、建設 事業に関する技術及び事務の改善向上と建設 工所用資材の適正な品質確保を図ることによ り、建設事業の振興発展に寄与することを目的 として、沖縄県及び市町村の出損により設立 されて財団である。このような趣意で設立され たセンターは、十分な知識・経験を有する職員 が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保 できる体制が整備されていることから、発注 関係事務を公正に行う条件を備えている。上記 の理由により、当該業務の性質が、地方自治 法施行令第167条の2第1項第2号に規定する 競争入札に適さないものに該当し、センターと 随契契約を締結した。 | 特命随意 契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|--|---------------|------------|---------------------|--------------------|-------------------|---|------------|
| 60 | 中部土木 事務所 | 宜野湾北中城 線道路台帳調 書作成業務委 託(R6) | 令和6年6 月18日 | 5,159,000 | (公財)沖縄県建設技術 センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7 -13 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、県道宜野湾北中城線の道路台帳調書関連照査及び道路台帳調書作成を行う業務である。公共土木施設台帳の管理については、(公財)沖縄県建設技術センター(以下、センターという。)の所有する「公共施設情報管理システム(OCTC)」に登録することで、公共施設の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになる。そのため、「公共施設情報管理システム(OCTC)」の著作権、使用权を有するセンターと随契契約を締結した。 | 特命随意 契約 |
| 61 | 中部土木 事務所 | 中部管内道路 及び河川ボラ ンティア支援業 務委託(R6) | 令和6年6 月20日 | 24,354,000 | (公社)沖縄県緑化推進 委員会 | 沖縄県那覇市寄宮1-7 -13 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を踏まえ、ボランティア団体の募集、消耗品の提供やゴミの回収による支援、緑の募金活動、企業・市町村・観光協会・県庁内の関係部局と連携など、緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な業務内容となっている。よって、本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験と有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることが必須である。このことから、行政的な性質を有する本業務の性質上、指名競争入札に付すことは適当ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び、沖縄県随契契約ガイドライン5-(2)-⑤に定める規定により随契契約を行った。 | 特命随意 契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|--------------------------------------|---------------|-----------|---------------------|---------------------------|-------------------|---|------------|
| 62 | 中部土木 事務所 | 中部管内橋梁 定期点検支援 業務委託(R6) | 令和6年6 月28日 | 2,937,000 | (公財)沖縄県建設技術 センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7 -13 | 第167条の2 第1項第2号 | 沖縄県随契契約ガイドライン「5. 随契契約の 適用基準」:(2)-⑩-アに該当。 本業務は、(公財)沖縄県建設技術センター (以下、センターという。)が整備・管理している 「OCTC公共施設情報管理システム」(以下、 OCTCシステムという。)へ橋梁定期点検データ を登録し、データベースの構築、維持管理、 データ更新、橋梁の健全度が容易に把握でき るようなシステム構築を行うことを目的として実 施するものである。橋梁定期点検及び点検 データ作成は別途発注の委託業務で行うが、 点検業務者毎にバラツキのある評価を一元的 に照査し、OCTCシステムへ登録する前に適正 化する作業も本業務で実施する。OCTCシステ ムは、県内の道路や河川等各公共施設の統 合台帳であり、同システムを利用することで、 本庁や各土木事務所と台帳を共有することが でき、効率よく業務を行うことができるもので ある。センターは、同システムに関する著作権・ 使用権を有しており、業務を円滑且つ適正に 実施出来る唯一の機関である。よって、地方自 治法施行令第167条の2第1項第2号に規定す る競争入札に適さないものと判断し、センター と随意契約を行った。 | 特命随意 契約 |
| 63 | 宮古土木 事務所 | 比嘉ロードパー ク外4箇所維持 管理業務委託 (R6) | 令和6年5 月15日 | 6,116,000 | 社会福祉法人 みやこ福 祉会 | 沖縄県宮古島市平良下 里3107番地の243 | 第167条の2 第1項第3号 | 本業務は、比嘉ロードパーク等の清掃及び 草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加・ 雇用の促進に資するものである。 業務可能と思われる事業所へ照会したとこ ろ、本委託と同等な作業が行える障害福祉事 業所は契約事業所のみであった。 同事業所は、県及び市の公共施設の清掃、 除草対策等を受託するなど豊富な実績があ り、除草等の体制が整備されているため、適正 に業務を執行することが可能であるため、契約 の相手方として選定した。 | 特命随意 契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|--------------------------|-----------|-----------|-----------------------|-----------------------|------------------|---|--------|
| 64 | 宮古土木事務所 | 宮古管内道路修景業務委託(R6-1) | 令和6年5月16日 | 4,169,000 | 社会福祉法人 みやこ福祉会 | 沖縄県宮古島市平良下里3107番地の243 | 第167条の2第1項第3号 | 本業務は、道路の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加及び雇用の促進に資するものである。 業務可能と思われる事業所へ照会したところ、本委託と同等な作業が行える障害福祉事業所は契約事業所のみであった。 同事業所は、県及び市の公共施設の清掃、除草対策等を受託するなど豊富な実績があり、除草等の体制が整備されており、適正に業務を執行することが可能であるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 65 | 宮古土木事務所 | 保良西里線外道路維持管理業務委託(R6) | 令和6年5月17日 | 8,800,000 | 公益社団法人 宮古島市シルバー人材センター | 沖縄県宮古島市平良下里416-4 | 第167条の2第1項第3号 | 本業務は、快適な道路環境を確保するための除草等を行うもので、高齢者の雇用安定及び促進等に資するものである。 宮古島市シルバー人材センターは、高齢者の「生きがい」対象事業として平成4年に設置されて以降、県及び宮古島市の公共施設の清掃、除草作業を受託するなど豊富な実績があり、除草等の体制が整備されているため、適正に業務を執行することが可能である。 高齢者の社会とのつながりの確保、高齢者の雇用の安定及び促進、市民サービスの向上が図れるため、同センターを契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 66 | 宮古土木事務所 | 池間大橋橋詰広場外2箇所維持管理業務委託(R6) | 令和6年5月22日 | 2,449,700 | 特定非営利活動法人 マーズ | 沖縄県宮古島市平良狩俣1155-1 | 第167条の2第1項第3号 | 本業務は、池間大橋橋詰広場等の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加・雇用の促進に資するものである。 業務対応の可否について宮古管内の事業所への確認を行ったところ、対応可能とした事業所は当事業所のみであった。 同事業所は、県及び民間の類似業務の受注経験も豊富であり、除草等の体制が充実していることから今回業務も適正に執行することが可能であるため契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 67 | 宮古土木事務所 | 宮古管内橋梁点検支援業務委託(R6) | 令和6年5月28日 | 2,255,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-13 | 第167条の2第1項第2号 | 業務委託により得られた成果を、沖縄県建設技術センターが排他的権利権を有する「公共施設情報システム」に登録するため。登録することにより、土木建築部全体でその成果が共有及び統合され、公共施設の効率的な管理運営を図ることが出来る。 | 特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|-------------------------|-----------|------------|-------------------|------------------------------|------------------|---|--------|
| 68 | 宮古土木事務所 | 池間大橋補強工事調整会議業務委託(R6) | 令和6年5月28日 | 957,000 | (株)ホープ設計 | 沖縄県那覇市首里赤田町3-5 | 第167条の2第1項第2号 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工事の詳細設計を実施した業者と随意契約を締結した。 本業務は、池間大橋補強工事について、当該工事に係る発注者・設計者・施工者で構成する工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整合性確認や設計思想の伝達を行い、各種の情報共有を図るものである。 | 特命随意契約 |
| 69 | 宮古土木事務所 | 宮古管内道路ボランティア支援業務委託(R6) | 令和6年5月29日 | 13,596,000 | 公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会 | 沖縄県南風原町新川135 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民との協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。 ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った、学識経験者を含む『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を経ており、本業務は緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な内容となっている。 本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることが必須であり、沖縄県内において条件を満たすものは当該事業者のみであることから、契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 70 | 宮古土木事務所 | 伊良部大橋支承補修工事調整会議業務委託(R6) | 令和6年5月30日 | 1,364,000 | (株)日本構造橋梁研究所 | 東京都千代田区岩本町3-8-15 FGEX岩本町ビル2階 | 第167条の2第1項第2号 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び「工事調整会議」実施要領に基づき、当該工事の詳細設計を実施した業者と随意契約を締結した。 本業務は、伊良部大橋支承補修工事について、当該工事に係る発注者・設計者・施工者で構成する工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整合性確認や設計思想の伝達を行い、各種の情報共有を図るものである。 | 特命随意契約 |

土木建築部における随意契約の実績 (令和6年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|----------------------------|---------------|-----------|------------------------|--------------------|-------------------|---|------------|
| 71 | 宮古土木 事務所 | 道路事業技術 審査支援業務 委託(R6) | 令和6年6 月20日 | 1,056,000 | 公益財団法人 沖縄県建 設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7 -13 | 第167条の2 第1項第2号 | <p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による発注関係事務(技術審査)であり、発注・入札情報に接することとなるため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない業務である。</p> <p>(公財)沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、センターと随意契約を締結するものである。</p> | 特命随意 契約 |